

規制の事前評価書

法令案の名称：労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

規制の名称：労働安全衛生法関係法令の改正に伴う SDS 交付等の強化

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

評価実施時期：令和 7 年 2 月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号、以下「安衛法」という。）第 57 条の 2 第 1 項に基づき、労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれのある化学物質を譲渡し、又は提供する者（以下「譲渡・提供者」という。）に義務づけられている文書（以下「SDS」という。）の交付等による危険性又は有害性情報等の通知（以下「第 1 項通知」という。）の実施義務に罰則を設ける。
- また、労働安全衛生法第 57 条の 2 第 2 項に基づき、譲渡・提供者に義務付けられている第 1 項通知に変更を行う必要が生じたときの変更された通知事項の通知（以下「第 2 項通知」という。）について、現在「努力義務」としているところ、「義務」化する。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 化学物質管理に係る安衛法体系については、化学物質の多様化や国際的な潮流に従い、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、事業者等による自律的な化学物質管理を基軸とする規制へ、政省令改正等により、抜本の見直しが行われている。
- 具体的には、譲渡・提供者が、SDS の交付等による危険・有害性情報の通知を行い、当該情報等をもとに、事業者が、リスクアセスメント（危険性や有害性等の調査等）を実施し、低減措置等を行うなど、主体的・自律的に管理を行うこととされている。
- このように、新たな化学物質規制が施行され、対象となる化学物質が増加する中で、化学物質のリスクアセスメント等の的確な実施のためには、SDS 等により危険有害性情報が的確に通知されることが前提となる。
- しかしながら、第 1 項通知の義務を果たしている事業所の割合（令和 5 年労働安全衛生調査）は 89.7%に留まっており、実効性の担保が課題となっている。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- 第 1 項通知について罰則を設ける。
- 第 2 項通知について努力義務規定を義務規定とする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

検討した ■ 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ SDS 等による危険有害性情報の通知は既に法令により規制されており、これまでの指導等により一定の成果が上がっているが、危険有害性情報の通知を徹底するためには規制に罰則を設けること等の規制強化が最も適切な手段であると考えられ、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定しがたい。

<その他非規制手段の検討状況>

非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

■ 非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・ 新たな化学物質規制が施行され、対象となる化学物質が増加する中で、化学物質のリスクアセスメント等の的確な実施のためには、SDS 等により危険有害性情報が的確に通知されることが前提である。
- ・ 危険有害性情報の通知に関する履行確保について、現状の罰則のない義務規定に基づく労働基準監督機関による行政指導等により一定の成果が上がっているが限界もある。
- ・ 危険有害性情報の通知を徹底するためには、非規制手段では十分ではなく、既存の規制に罰則を設けること等が最も適切な手段と考えられる。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 第 1 項通知に罰則を設けること等により、危険有害性情報の通知義務の実効性が担保され、化学物質のリスクアセスメントが的確に行われるようになる。
- ・ この結果、化学物質による労働者のばく露防止対策が進み、労働災害の減少が期待される。

（労働者への便益について）

- ・ 化学物質のばく露の防止等が図られ、労働者の職業性疾病等の発症による健康障害を防止することができる。

なお、本制度を含めた様々な取組を実施することにより、第 14 次労働災害防止計画では、2022 年度と比較して、2027 年度には化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を 5%以上減少させることが目標として掲げられている。

（事業者への便益について）

- ・ 健康障害防止措置を実施することにより労働災害を減少させることが可能となる。

（国民全体への便益について）

- ・ 労働者としての国民 1 人 1 人の健康確保が図られる。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ 第1項通知については、すでに義務であり、基本的には追加遵守費用は発生しない。
- ・ 第2項通知については、現状履行していない譲渡・提供者に追加遵守費用（1製品あたり数百円程度～）が発生する可能性がある。

<行政費用>

- ・ 制度周知や助言、指導、勧告等を行うために要する費用が発生する。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

【化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめより】

- ・ SDSの交付等による危険性又は有害性等の情報の通知の義務（安衛法第57条の2第1項）に罰則を設けるべき。
- ・ SDS等の通知事項を変更した場合、変更された通知事項を迅速かつ確実に伝えるため、変更された通知事項の速やかな通知の努力義務について義務規定とすべき。
- ・ 化学物質の譲渡・提供者がSDS等で通知しなければならない事項について、リスクアセスメントを的確に実施するため、通知の内容について拡充すること。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会第8回（令和6年3月6日）、第9回（令和6年3月22日）
- ・ 令和6年度化学物質管理に係る専門家検討会第1回（令和6年5月7日）、第2回（令和6年6月10日）、第3回（令和6年6月24日）、第4回（令和6年8月5日）
- ・ 第167回労働政策審議会安全衛生分科会（令和6年9月27日）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33388.html
- ・ 令和6年度化学物質管理に係る専門家検討会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39859.html
- ・ 第167回労働政策審議会安全衛生分科会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_45549.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

見直し条項を踏まえ、法律の施行後5年以内に事後評価を実施予定。